

令和2年12月1日

広島県知事殿

所在地 神石郡神石高原町小島 2025 番地  
協議会名 神石高原町有害鳥獣捕獲対策協議会  
代表者 会長 入江 嘉則



平成 29 年度～令和元年度鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業)に関する改善計画について

平成 29 年度～令和元年度において鳥獣被害防止総合対策交付金で実施した施設等について、当初事業実施計画の目的の達成が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

## 記

### 1 事業の導入及び取組の経過

本町ではイノシシによる被害が大きく、生息域は町全体に広がっている。収穫期の農作物被害だけでなく、農地畦畔・農道路面等の掘り返しなど生産基盤への影響も大きく、農業者への精神的な被害もあり、生産意欲を損なう原因となっていた。

このことから、有害鳥獣捕獲対策協議会を事業実施主体として鳥獣被害防止総合対策交付金事業の実施により、毎年箱わなおよびくりわなを購入して有害鳥獣捕獲班員へ貸与している。

有害鳥獣捕獲班においては、各地域において箱わな及びくりわなを活用するとともに、地域住民の求めに応じて対策を行ったり、現地にて捕獲や追い払い等の対処をしている。

### 2 当初事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点

毎年、箱わな及びくりわなを購入し、有害鳥獣捕獲班によって捕獲活動をおこなっているが、不在村地主も多く、農地や山林の管理が行き届いていない地域が多い。そのため、放任果樹や居住者の生活ごみなどの餌となる物が鳥獣を誘引していると思われる。

また、平成 30 年 7 月の豪雨災害によって、これまでの防護柵等が甚大な被害を受けており、未だその復旧が出来ていないため、鳥獣害の被害が大きくなってしまっていることが考えられる。

### 3 実績及び改善計画

(改善計画は、下記の様式により作成すること。なお、要領に定める事業実施状況報告書の写しを添付すること。)

## (実績)

区分	指標	対象鳥獣	被害防止計画の達成状況					達成率 (%)	備考
			目標 (令和元年)	基準年度の実績 (平成27年)	1年目 (平成29年)	2年目 (平成30年)	3年目 (令和元年)		
被害防止計画 (被害の軽減目標)	被害金額 (千円)	イノシシ	1,590	1,988	3,300	5,030	6,770	-1,202	
	合計		1,590	1,988	3,300	5,030	6,770	-1,202	
	被害面積 (ha)	イノシシ	3.5	4.49	3.4	5.3	7.26	-280	
	合計		3.5	4.49	3.4	5.3	7.26	-280	

## (改善計画)

区分	指標	対象鳥獣	被害防止計画の目標					達成率 (%)	備考
			目標 (令和4年)	基準年度の実績 (平成29年)	1年目 (令和2年)	2年目 (令和3年)	3年目 (令和4年)		
被害防止計画 (被害の軽減目標)	被害金額 (千円)	イノシシ	2,640	3,300	3,000	2,800	2,640	100	
	合計		2,640	3,300	3,000	2,800	2,640	100	
	被害面積 (ha)	イノシシ	2.7	3.4	3.2	3.0	2.7	100	
	合計		2.7	3.4	3.2	3.0	2.7	100	

(注)1 指標は、被害防止計画と整合をとること。

2 被害防止計画の達成状況のうち、「目標」、「基準年度の実績」は被害防止計画から転記し、それ以外は被害防止計画に基づく取組実績を記載すること。

3 各指標ごとの合計も記載すること。

4 被害防止計画を見直し、目標の変更を行った場合は、備考欄に新たな目標を記載すること。

#### 4 改善方策

被害集落への鳥獣害防止地域普及活動を行うため、捕獲隊の人材を確保するとともに人材育成のための研修会等を実施し、刈払いによる周辺環境整備、放任果樹の撤去、加害獣の追い払い活動により被害削減に取り組む。

また、農業者個人で農地を囲う電気柵と合わせて、集落ぐるみで電気柵を設置するよう検討を進める。

#### 5 改善計画を実施するための推進体制

構成機関の名称	役割分担内容
①町長	事務局を担当し、協議会に関する連絡・調整を行う。
②猟友会会長 ③有害鳥獣捕獲班長	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲実施を行う。
④農業委員会会長 ⑤福山市農業協同組合 神石高原グリーンセンター長 ⑥広島県農業共済組合福山支所長	対象地域を巡回し、営農（技術）指導や有害鳥獣関連情報の提供を行う。
⑦神石郡森林組合代表理事組合長	森林被害に関する情報の提供、被害防止技術の情報交換等を行う。
⑧鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連情報の提供と鳥獣の保護に関する業務を行う。
⑨自治振興連絡協議会長	対象地域を巡回し、有害鳥獣関連情報の提供を行う。

鳥獣被害防止総合支援事業の実施状況報告(平成30年度報告)

事業実施年度	平成29年度
市町村名	神石高原町

1 事業実施主体等

事業実施体制	神石高原町有害鳥獣捕獲対策協議会
構成機関名	町・猟友会・捕獲班・農業委員会・農協・森林組合・共済組合・鳥獣保護員・自治振興連絡協議会

2 事業概要

事業実施主体名(参画協議会名)	事業の種類	事業計画の内容	取組区分	実施開始年度(予定)年月日	推進事業(1/2以内)													
					①推進体制の整備			②有害捕獲			③被害防除			④生息環境管理			推進事業合計 ①+②+③+④	
					実施内容の概要(実施時期)	事業費(円)	国庫交付金(円)	対象鳥獣	実施内容の概要(実施時期)	事業費(円)	国庫交付金(円)	対象鳥獣	実施内容の概要(実施時期)	事業費(円)	国庫交付金(円)	実施内容の概要(実施時期)	事業費(円)	国庫交付金(円)
神石高原町有害鳥獣捕獲対策協議会				H20.9.18														

事業実施主体名(参画協議会名)	事業の種類	事業計画の内容	取組区分	推進事業(定額)																																		
				①推進体制の整備			②有害捕獲			③被害防除			④生息環境管理			⑤サル権合対策			⑥他地域人材活用			⑦推進事業合計 ①+②+③+④+⑤+⑥		⑧誘導捕獲機等			⑨ICT等新技术実証			推進事業合計 ⑦+⑧+⑨+⑩								
				実施内容の概要(実施時期)	事業費(円)	国庫交付金(円)	対象鳥獣	実施内容の概要(実施時期)	事業費(円)	国庫交付金(円)	対象鳥獣	実施内容の概要(実施時期)	事業費(円)	国庫交付金(円)	対象鳥獣	実施内容の概要(実施時期)	事業費(円)	国庫交付金(円)	対象鳥獣	実施内容の概要(実施時期)	事業費(円)	国庫交付金(円)	対象鳥獣	実施内容の概要(実施時期)	事業費(円)	国庫交付金(円)	対象鳥獣	実施内容の概要(実施時期)	事業費(円)	国庫交付金(円)	対象鳥獣	実施内容の概要(実施時期)	事業費(円)	国庫交付金(円)				
神石高原町有害鳥獣捕獲対策協議会	1	推進事業	有害捕獲				イノシシ	箱わななくりわなの購入	1,137,218	1,137,218													1,137,218	1,137,218													1,137,218	1,137,218

事業実施主体名(参画協議会名)	構成市町村	推進事業(緊急捕獲活動)										備考
		①有害捕獲			②捕獲個体処理			③事務費(現地確認)			合計 (①+②+③)	
		対象鳥獣	捕獲頭数	上限単価(円/頭・羽)	補助金額(円)	対象鳥獣	施設内容の概要	補助金額(円)	実施内容の概要	補助金額(円)		
神石高原町有害鳥獣捕獲対策協議会												
合計												

事業実施主体名(参画協議会名)	整備事業								被害の軽減目標(被害防止計画の目標)															
	鳥獣被害防止施設				整備事業の合計				目標指標の設定内容			被害金額の軽減目標			被害面積の軽減目標									
	対象鳥獣	実施内容(施設)の概要	事業費(円)	国庫交付金(円)	維持管理状況	事業費(円)	国庫交付金(円)	中山間地域に該当するか否か	5法指定地域の有無	施設の維持管理状況	金額目標	面積目標	その他の目標	対象鳥獣	現状値(29年度)(万円)	目標値(31年度)(万円)	軽減率(%)	対象鳥獣	現状値(29年度)(ha)	目標値(31年度)(ha)	軽減率(%)			
神石高原町有害鳥獣捕獲対策協議会										1	1		イノシシ	330	159	51.8%	イノシシ	3.4	3.5	-2.9%	サル	0.18	0	100.0%

- 注1) 事業の種類については、被害緊急対応型は1、広域連携型のうち同一県内の場合には2、広域連携型のうち複数の都道府県に跨る場合は3を、記入してください。
- 注2) 中山間地域に該当するか否かの欄については、該当する地域がある場合は1、どの地域にも該当しない場合は2を、記入してください。
- 注3) 5法指定地域の有無の欄については、該当する地域指定がある場合は1、どの地域指定にも該当しない場合は2を、記入してください。
- 注4) 施設の維持管理状況は、良好かどうかについて記載してください。

3 事業の実施状況を踏まえた今後の方向

実施地区は特にイノシシの被害が大きい地域である。事業実施により捕獲頭数も年々増加しているところであるが、被害軽減には農業者の自助努力も必要である。この状況から農業者の判断で被害防止柵(電柵等)の施工を促すことにより町全体の被害額の軽減や生産意欲の向上を図る。





令和 2 年 12 月 11 日

神石高原町有害鳥獣捕獲対策協議会長 様

広島県東部農林水産事務所長  
(林 務 課)



鳥獣被害防止総合対策交付金事業の改善計画に係る意見について (回答)

このことについては、次のとおりです。

鳥獣被害を防止していくため、町と猟友会に加え、個人や地域と連携しながら鳥獣被害の出ない地域を目指して今後も取組んで頂きたい。

また、電気柵の設置を推進するためにソフト、ハード両方の支援を期待します。

担当：自然保護係 多賀谷篤  
電話：084 - 921 - 1311(内線 2582)